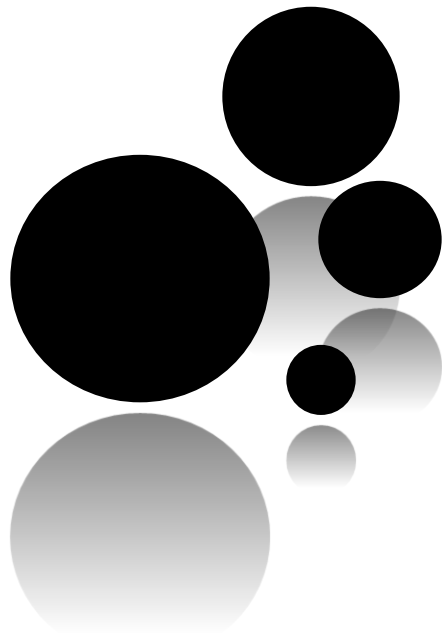


2022 夏 税理士オープンセミナー

【科目別攻略セミナー】

消費税法



**各コース初回講義を無料で体験受講できます。
開講日に、各校受付へ直接お越しください(予約不要)。**

※ コースの開講日につきましては、「税理士パンフレット」をご覧ください。

TAC税理士講座

目 次

ページ

テーマ 1 科目の特徴 1 ～ 4

テーマ 2 本試験の傾向と対策 5 ～ 6

テーマ 3 8 月入学コースの紹介 7

テーマ 1

科目の特徴

1 学習内容

1 消費税はものの消費に対して広く課税

物品やサービスの国内における「消費」に対して課される税金で、課税物品が特定されていないことから「一般消費税」と呼ばれている。

消費税は、酒税などのように特定の物品やサービスに課税する「個別消費税」とは異なり、原則として国内におけるすべての商品の販売、サービスの提供に対して課税されている。

輸入取引に関しても、国内で消費することを目的としていることから、課税されている。

このように、消費税は、課税物品を特定せず、消費に広く負担を求めることから、「一般消費税」と呼ばれている。

法 律	課税対象	税率
消費税法	物やサービスの消費（広く課税）	一律10%（軽減税率8%）
所得税法	個人の所得	5%～45%超過累進課税
法人税法	法人の所得	23.2%（普通法人等）
相続税法	財 産	10%～55%超過累進課税

2 消費税の課税権者

消費税の税率は10%であるが、この内訳は7.8%が国税、2.2%が地方税である。

税を課す者（課税権者）が誰であるかという観点で税金を区分した場合、国が課す税金を「国税」、都道府県等の地方公共団体が課す税金を「地方税」という。

また、消費税の軽減税率8%の対象品目（飲食料品や新聞）については、国税6.24%、地方税1.76%となっている。

国 税	「消費税(税率7.8%)」「法人税」「所得税」「相続税」等
地方税	「消費税(税率2.2%)」「固定資産税」「事業税」「住民税」等

(注) 従前(令和元年9月30日まで)の消費税の税率は8%であり、この内訳は、国税6.3%、地方税1.7%となっています。

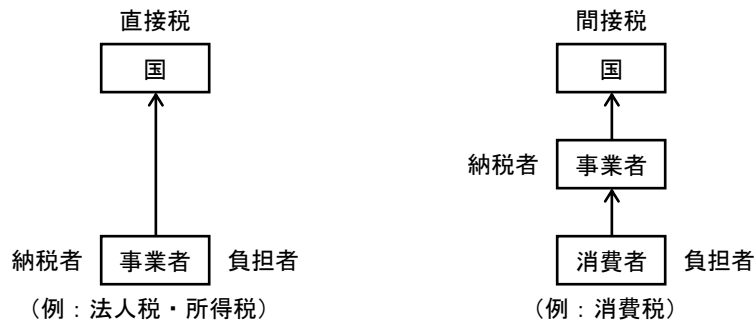
3 消費税は間接税

間接税とは、負担者と納税者が一致しない税金をいう。

納税者が誰であるかという観点で税金を区分した場合、税の負担者と納税者が同一である税金を「直接税」、税の負担者と納税者が異なる税金を「間接税」という。

消費税は、法律上の納税者（事業者）と実際の税の負担者（消費者）が一致せず、税負担の転嫁が行なわれることから、間接税であるといえる。

【図 解】



直接税	「法人税」「所得税」「相続税」等
間接税	「消費税」「酒税」等

4 消費税法学習上の用語

事業者	「個人事業者」と「法人」をいう。
課税期間	個人事業者：1月1日～12月31日（暦年） 法人：事業年度
売上げ(収入)	消費税法における「売上げ」は、会計における売上げより広い概念である。 棚卸資産に限らず、資産等を売ればすべて「売上げ」である。
仕入れ(支出)	「売上げ」同様、棚卸資産に限らず、資産等を買えばすべて「仕入れ」である。
課税売上げ	上記の売上げのうち消費税が課税されるものをいう。
課税仕入れ	上記の仕入れのうち消費税が課税されるものをいう。

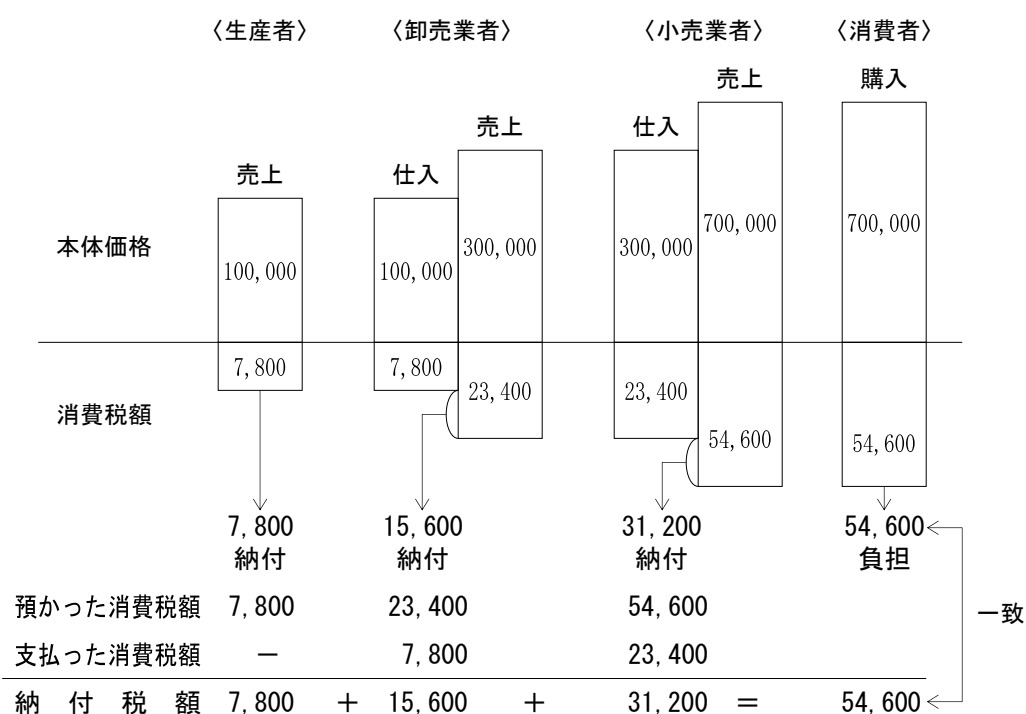
5 消費税の仕組み

課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除することにより納付税額を求める「多段階累積控除」の仕組みを採用している。

消費税は、事業者負担を求めるものではなく、事業者の販売する商品やサービスの価格に税額を上乗せさせて、最終的には商品などを消費した者が負担するものである。その流通の過程の各段階で二重三重に消費税が課税されないように、「多段階累積控除」の仕組みが採られている。

※ 消費税の税率は、受験上、国税部分(7.8%)に着目して学習することとなる。

【図 解】流通の過程



※ 各事業者の納付税額の合計が、消費者が負担した消費税額と一致する。

消費税の仕組みを一事業者の立場で考えると、資産の購入時に消費税を支払い、販売時に消費税を預かることとなり、その事業者は、「預かった消費税額」から「支払った消費税額」を差し引いて「納付税額」を計算し、納めることとなる。

その「納付税額」は、上図の〈小売業者〉を例に取るならば、次のようになる。

預かった消費税額 54,600円 - 支払った消費税額 23,400円 = 納付税額 31,200円
 (仮受消費税) (仮払消費税) (納付税額)

2 学習上のメリット（実務との関連性）

1 税理士試験の中でも特に実務に直結する科目である

実務上、法人及び個人事業者の会計処理をすべて複式簿記にて行いますが、その際に、一つ一つの各取引に消費税が課税されるか否か（もっと言ってしまえば、免税か、非課税か、不課税か）を、日々判断できなければ消費税を計算することはできません。

会計事務所に勤めたその日から消費税法の知識が必要となってきます。

2 課税対象となる者が法人だけでなく個人事業者も含まれることから申告件数が一番多い

消費税は、利益（儲け）に課税するものではないため、赤字の事業者であっても申告をすることとなります。

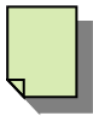
消費税法の実務上の重要性をお分かりいただけたと思います。きっと、実務界での活躍を考えている方が多いことでしょう。いつの日か消費税法を本気で学習しなければならないということです。

令和元年10月の税率変更に伴い、軽減税率制度が導入されました。もはや知らないというわけにはいきません。さらに、令和5年10月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）も導入予定となっています。

思い立ったが吉日、早めに着手して最新の知識を習得し、ぜひ自信をもって実務界に羽ばたいていただきたいです。

3 どのような方に向いているか？

消費税法は、ボリューム的には、法人税法、所得税法、相続税法に比べて少なく、短時間で受験レベルに達することが可能です。したがって、仕事との両立、家庭との両立、他の科目との両立などを目指す方に向いている科目であると言えます。



参 考 消費税法の受験者数

消費税法は、税理士試験の税法科目の中で最も受験者数が多く、毎年6,000人強の人が受験している人気の高い試験科目の一つです。それは、実務において重要だから！と言われます。

テーマ 2

本試験の傾向と対策

1 受験者数・合格者数・合格率の推移

	平成29年 (第67回)	平成30年 (第68回)	令和元年 (第69回)	令和2年 (第70回)	令和3年 (第71回)
受験者数	7,979人	7,859人	7,451人	6,261人	6,086人
合格者数	1,065人	833人	884人	782人	726人
合格率	13.3%	10.6%	11.9%	12.5%	11.9%

2 出題傾向・難易度（合格ライン）・ボリューム

1 理論

(1) 出題傾向

2問形式で出題される傾向にあります。一題については、消費税法の規定を論述させる「個別理論」、もう一題については、消費税の取扱い・適用関係を問う「事例問題」や各種論点の横断的・発展的な内容を問う「応用問題」が出題されることが多くなっています。

(2) 難易度（合格ライン）・ボリューム

近年は、一部難易度高めの問いはありますが全体としての難易度はそれほど高くない傾向にあります。「個別理論」は精度の高さが求められ、「事例問題」では結論及び理由を合わせることが大切になります。なお、「応用理論」は難易度高めとなっています。とは言え、全体の合格ラインは高めの傾向と言えるでしょう。

また、ボリュームは年によって異なりますが、時間的には終わらない問題となっています。

2 計算

(1) 出題傾向

2問形式で出題される傾向にあります。総合計算問題と個別問題との組み合わせになることが多くなっています。

(2) 難易度（合格ライン）・ボリューム

近年は、難易度はそれほど高くない傾向にあります。内容的には、毎年新たな論点が多少出題されますが、授業や問題集等で出題された範囲内で解答できれば十分合格点を取ることが出来ますので、全体の合格ラインは高めの傾向と言えるでしょう。

また、ボリュームは年によって異なりますが、時間的には終わらない問題となっています。

3 学習上のポイント

1 理論

個別理論を実力テスト・上級演習・答練の予告に従って定期的に覚えることです。

理論は、一気に暗記できるものではありませんので、地道な作業になります。

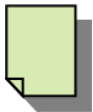
なお、応用・事例理論対策は、年明から本格的に講義で取扱いますので、年内はまず個別理論の理解と共に暗記を中心に学習することとなります。

2 計算

トレーニング等の問題を繰り返し解くことです。

消費税法は、計算パターンは比較的少ないため、学習しやすい科目です。

また、講義に休まず出席して、T A Cの教材をしっかりとこなした人から順に合格していくという傾向にあると言えます。



参 考 税法が初めての方へ

ご安心ください！税法が初めてであれば、特に理論が不安かと思います。

消費税法という科目は、税法が初めての方が多いうことを踏まえ、講義を展開して参ります。また、各種教材においても常に意識して作成しております。

理論については、「暗記方法」をはじめ「理論答案記入上の注意点」等をテキストに収録しています。

計算についても、合格のカギとなる総合計算問題の解法講義があります。「総合計算問題答案記入上のポイント」や「電卓使用方法」を必要に応じてテキストに収録しています。

また、消費税法はクラス設定が豊富であることも利点です。欠席時には関東を中心に主要拠点では他の校舎に振替えることもできます（WEBによるフォロー等もあります）ので、しっかり学習すれば欠席時にも落ちこぼれることはありません。

ですから、安心して学習を進められます。我々T A C消費税法講師全員で皆様を合格までバックアップさせていただきます。一緒に頑張りましょう！！

テーマ 3

8月入学コースの紹介

1 基礎マスター＋上級コース

基礎マスター＋上級コースでは、年内において本試験で最も重要な基本項目を習得します。また、12月からは、上級講義で基本項目の再確認と応用論点の習得を行うとともに、上級演習で知識の習熟度の確認と解答テクニックを学び、答案作成力を高めていきます。年内・年明け・直前期と3回転させることで、より一層知識の定着を図ることができます。

8月	12月	5月	7月
基礎期	応用期	直前期	
<使用教材> ・基本テキスト ・トレーニング ・理論マスター ・ミニ・実力テスト	<使用教材> ・上級テキスト ・トレーニング ・理論マスター ・理論ドクター ・上級演習	<使用教材> ・直前対策テキスト ・理論マスター ・理論ドクター ・答練 ・全国公開模試	
インプット中心	アウトプット中心	アウトプット中心	

<具体的カリキュラム>

基礎期 (8～12月)	講義にて本試験で最も重要な基本論点のインプットを行い、定期的を実施する「実力テスト」を通じて適宜インプットした知識の習熟度をチェックする。
応用期 (12～4月)	「上級講義」で基本項目の再確認と応用論点のインプットを行う。また、定期的を実施する「上級演習」でアウトプットトレーニングを行い、解答テクニックなどを身につける。
直前期 (5～7月)	「直前対策講義」では、税制改正や特殊論点の対策を行いつつ、基礎期・応用期でインプットした知識の総まとめも行う。また、隔週実施する「答練」で本試験レベルの演習を行い、本試験に向けて答案作成力に磨きをかける。